

## 船舶事故調査報告書

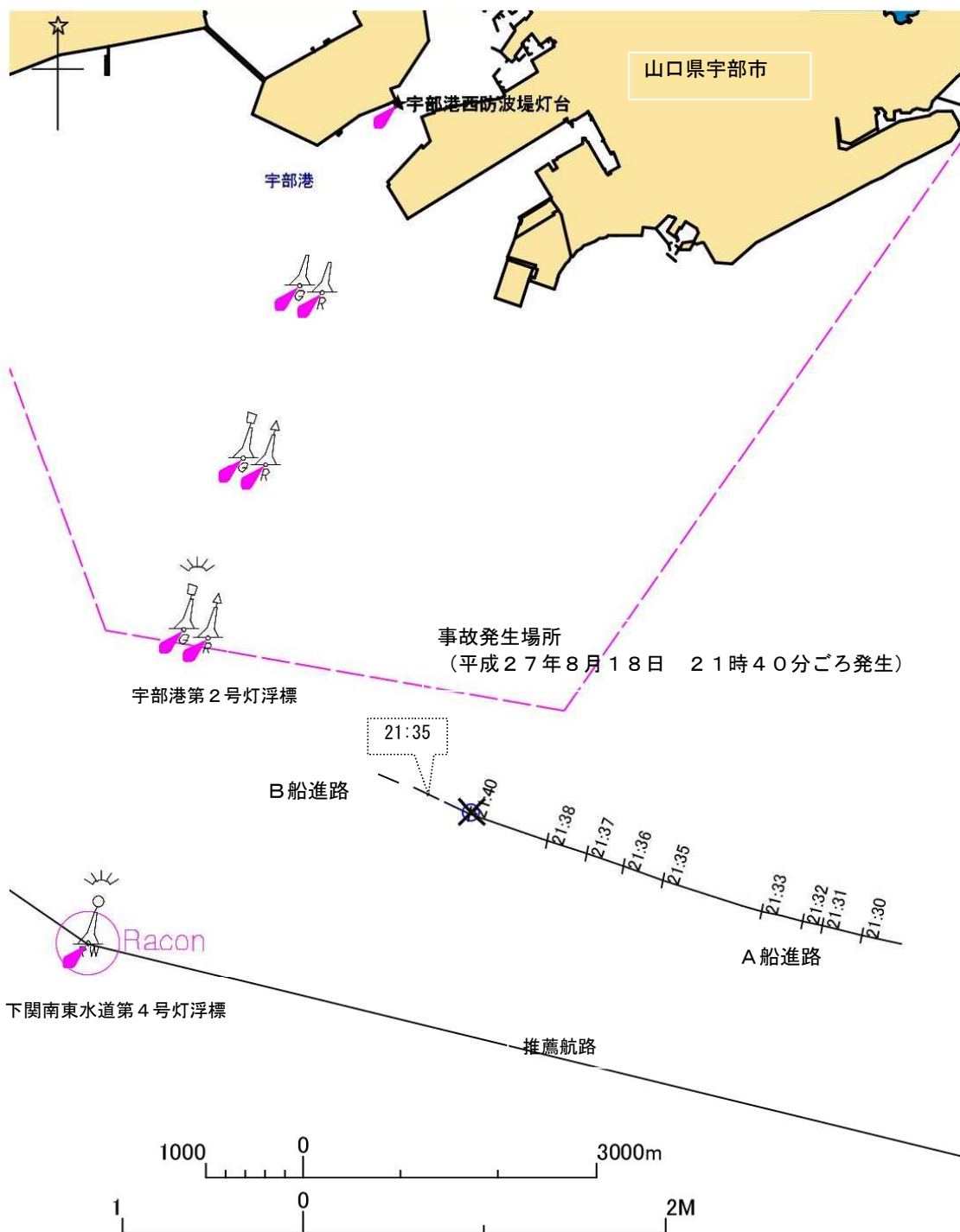
平成28年5月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月18日 21時40分ごろ
発生場所	山口県宇部市宇部港南方沖 宇部港西防波堤灯台から真方位174°3.9海里（M）付近 （概位 北緯33°52.3′ 東経131°14.4′）
事故の概要	貨物船第三十六親力丸 <sup>おやりき</sup> は、西進中、また、漁船大和丸 <sup>やまと</sup> は、東進中、両船が衝突した。 第三十六親力丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、大和丸は、左舷船首部かんぬきに圧損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 第三十六親力丸、499トン 134805、親力海運株式会社 70.28m×13.00m×7.22m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成8年3月15日 B 漁船 大和丸、4.9トン YG3-53578（漁船登録番号）、個人所有 11.30m（Lr）×2.95m×1.01m、FRP ディーゼル機関、48.20kW、昭和63年7月30日 第291-43628号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和49年12月20日 免状交付年月日 平成23年5月26日 免状有効期間満了日 平成28年6月4日 B 船長B 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年6月7日 免許証交付日 平成27年5月18日 （平成32年6月6日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部かんぬきに圧損等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、平成27年8月18日09時05分ごろ関門港へ向けて岡山県岡山市岡山港を空船で出港し、夜間となった宇部港南方沖を法定灯火を表示して西進した。</p> <p>船長Aは、21時30分ごろ前直の航海士から引き継いで単独で当直につき、レーダーを1.5Mレンジとし、約14ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)の自動操舵で航行中、右舷船首方の海面付近に白灯2個を認め、漁網の目印用の灯火と思った。</p> <p>船長Aは、船首方に支障となる他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、椅子に腰を掛けて時折レーダー画面を見ながら見張りをしていたところ、21時40分ごろ、左舷船首方に緑色の灯火が見え、その直後にB船を認めた。</p> <p>船長Aは、B船と衝突したのではないかと思ったが、B船の後部にいる乗組員の動作と黄色の回転灯が点灯されたのを見て、衝突していないと思い、航行を続けて関門港に入ったところ、海上保安官から衝突事故の有無を問われた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁ろうに従事している船舶の灯火である緑色の全周灯及び白色の全周灯を表示して宇部港南方沖で底びき網漁を行っていた。</p> <p>B船は、約2～3knの速力で東進中、船長Bが、21時35分ごろに接近するA船を認めたものの、航行する他船が漁ろうに従事しているB船を避けてくれるものと思い、船尾甲板で漁獲物の選別を行っていたところ、波の音から接近するA船に気付いたが、どうすることもできず、B船の左舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、宇部港に入港し、船長Bが、所属する漁業協同組合を通じて海上保安庁に他船と衝突した旨を通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付表1 A船のAIS記録(抜粋)参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、空船により船首が浮上して船首方約20°の範囲に死角を生じていた。</p> <p>船長Aは、当直中、レーダー画面を切り替えることなく、1.5Mレンジで使用していた。</p> <p>船長Bは、漁ろうに従事している船舶の灯火を表示していたので、航行中の他船が避けてくれるものと思っていた。</p> <p>船長Bは、A船との衝突により左舷側の底びき網用のワイヤが切れたこともあり、黄色の回転灯を点灯して他船に注意を促していた。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、宇部港南方沖を西進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方に支障となる他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思ったと考えられる。</p> <p>B船は、宇部港南方沖で底びき網漁をして東進中、船長Bが、漁獲物の選別作業をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、航行する他船が漁ろうに従事しているB船を避けてくれると思っていたことから、漁獲物の選別作業をしていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、宇部港南方沖において、A船が西進中、B船が底びき網漁をして東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行わず、また、船長Bが、漁獲物の選別作業をしていて、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首方に死角が生じる場合には、死角を補う見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



付表1 A船のAIS記録(抜粋)

時刻	北緯 (° -' -")	東経 (° -' -")	船首方位 (°)	対地針路 (°)	対地速力 (kn)
21:30:53	33-51-39.3	131-16-57.6	-	283.0	13.4
21:31:54	33-51-42.5	131-16-41.8	-	283.8	13.5
21:32:22	33-51-44.2	131-16-33.9	-	284.2	13.6
21:33:22	33-51-47.4	131-16-17.9	-	284.4	13.7
21:35:53	33-51-57.5	131-15-38.6	-	288.5	13.7
21:36:53	33-52-02.1	131-15-23.0	-	288.1	13.6
21:37:52	33-52-06.3	131-15-07.9	-	289.2	13.5
21:38:52	33-52-10.8	131-14-52.6	-	288.1	13.5
21:40:52	33-52-19.8	131-14-21.8	-	290.5	13.6

※船位は、船橋上方に設置されたGPSアンテナの位置である。また、対地針路は真方位である。